

仕様書

1 委託業務の名称

東北の人と文化を基軸としたローカルツーリズム推進事業

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

3 委託業務の目的

仙台市では東北の文化や歴史、自然、農業や漁業等の地域資源の活用及び地域の人との交流を通じたツアー・プログラムの造成・磨き上げ・販売により、東北地方への誘客や参加者への高い満足度の提供による滞在時間の延長と地域消費の拡大、東北へのリピーター確保に取り組んでいる。

本事業は、急速に拡大している訪日外国人観光客をターゲットに「ローカルツーリズム」の魅力をより多くの方に体感いただくことを目的に、東北各地のDMO等と連携しながら、地域資源を活用した「ローカルツーリズム」プログラムの造成・磨き上げによる魅力向上と、東北各地で造成されているプログラムの一体的な発信に取り組む。

*本事業における「ローカルツーリズム」の定義

- 地域固有の魅力が感じられ、地域ならではの資源を活用していること
- 一次産業も含めた地域で活動している人等と交流できること
- 再訪につながるものであること

4 業務内容

(1) プログラムの造成と海外販路構築

①プログラムの造成・磨き上げ

仙台空港直行便がある重点市場の台湾・香港や今後戦略市場となる欧米豪をターゲットとし、それぞれの市場ニーズを十分に把握する有識者に、実際に体験することを通じて、アドバイスやコンサルテーションを受けるなど、高付加価値なローカルツーリズムプログラムを東北6県で各県2つ以上、合計12件以上の造成磨き上げをすること。

②販路開拓支援

①で新規造成、磨き上げたプログラムについて、海外販路構築支援を行うこと。ローカルツーリズムプログラムを販路構築支援する際にはタリフやプログラ

ムシート等も併せて作成すること。

※造成するローカルツーリズムプログラムは新たな訪問地や新規プログラムだけでなく、「ここふる東北」(<https://kokofuru-tohoku.com/>)に掲載している、令和6年度までに造成したプログラムの磨き上げや、既存の各DMO等が所有するプログラムの組み合わせ、「仙台旅先体験コレクション」登録プログラム等を活用することも可能とする。

※基本的には訪日外国人観光客を対象としたプログラムを想定しているが、国内の観光客向けのプログラムを企画提案することも可とする。

③その他

販路開拓支援の手法についてより効果的なものがある場合は提案に含めること。

(2) 販売促進

(1) で海外販路開拓支援を行うプログラムについては、実施するコンテンツ事業者と綿密に打合せを行い、海外 OTA 等に掲載するなど、訪日客の認知向上及び販売促進に繋げること。

(3) ホームページの管理

①日本語を母語としない旅行者がツアーやプログラムを快適に閲覧できるよう、ウェブサイト「ここふる東北」(<https://kokofuru-tohoku.com/>)の英語ページを新たに作成し、同サイトの保守・管理業務を行うこと。

②保守業務

- ・ウェブサイト「ここふる東北」(<https://kokofuru-tohoku.com/>)を引き継ぎ、管理・運営すること。
- ・適切な監視・障害対応、点検・保守、不正アクセス防止等のセキュリティ対策を行い、安定稼働に努めること。
- ・システム及びシステムの稼働に伴い継続的に必要となるソフトウェア製品のライセンス管理（保守費用も含む）を行うこと。
- ・使用するすべてのソフトウェアのバージョンアップに関してはその適用の判断に必要な調査・評価を行い、委託者と協議の上、提供及び適用作業を行うこと。
- ・ソフトウェアやコンテンツ等に脆弱性が発見された場合は、パッチを適用する等のセキュリティ対策を行うこと。なお、実施の際は、類似環境による適用テストを行った上で本番環境へ適用すること。

③更新・制作業務

- ・新たに造成したツアー・プログラムの掲載を行うこと。なお、掲載に必要な画像・テキスト等の原稿素材の手配、及び校正作業は原則受注者が行うこと。
- ・発注者の指示により、必要に応じてページのテキスト修正や画像の差し替えに対応すること。

④バックアップ

- ・バックアップを取得し、障害発生時に以下の要件を満たせるようにすること。
- ・万一データが消失した場合でも、確実にデータ復旧を行えるよう準備すること。
- ・バックアップ取得時に、本市の通常業務に影響が出ないよう考慮すること。
- ・バックアップのスケジュールは容易に変更できるようにし、任意のバックアップも可能とすること。

⑤障害管理

- ・ウェブサーバーは、災害発生時含め 24 時間 365 日稼働を原則とし、障害が発生した際は、迅速に対応すること。
- ・委託期間内はシステム障害等に備えて連絡体制を整備するため、緊急時の連絡体制図を作成し提出すること。障害が発生した場合には、発注者へ報告するとともに、原因究明、復旧措置、対処報告等を的確かつ速やかに報告すること。

⑥運用支援

- ・導入後の操作方法やシステム運用等に関する技術的問い合わせに対応する問合せ対応図を作成し、提出すること。対応時間は原則月曜日～金曜日の 9 時～17 時までとし、年末年始や祝祭日を除く。
- ・発注者の指示により、必要に応じてサイトのテキスト修正や画像の差し替えに対応すること。

⑦ここふる東北のアクセスデータの分析・報告

想定ターゲットのニーズやサイトの課題を把握するため、ここふる東北のアクセスデータ等の収集と分析を行い、定期的に発注者へ報告すること。

⑧SNS 運用

- ・ここふる東北の公式インスタグラム
(<https://www.instagram.com/kokofurutohoku/>) を運用・更新すること。配信内容は受注者と都度協議の上決定すること。

(4) プログラムの効果検証

プログラムのさらなる磨き上げを図るため、参加者へのアンケートやヒアリング等の手法を提案の上、参加者の居住地や属性、参加の目的、プログラムの満足度や改善点等を確認すること。

(5) 実施結果の分析及び報告書の作成

- ・上記についての検証を行い、令和7年10～11月頃を目途に、資料を用いて事業の進捗について、中間報告を行うこと。
- ・上記の業務の結果を取りまとめ分析した上で、事業報告書を作成し、指定する納入期限までに提出すること。(形式：A4．納入期限：令和8年3月13日)

(6) その他

- ・本事業は新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用して実施するものであり、当該交付金においては、「特定の個人や個別企業に対する給付事業及びそれに類するものは、原則として推進交付金の対象としないこと」とされていることから、各ツアー・プログラムの経費は、各ツアー・プログラムの収益により賄うこととし、旅行代金への予算の充当は行わないこと。
- ・東北各地のDMOや観光協会、旅行会社、地域事業者等、東北のローカルツーリズムを推進する関係者との連絡調整を行うこと。
- ・同事業の効果を高めると思われる内容がある場合には提案内容に含めること。

5 業務にあたっての留意事項

本事業の実施にあたっては、随時報告し、協議しながら業務を進めること。

6. 支払い方法

履行確認後、一括での口座振り込みにより支払いするものとする。

7. 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

- ・本業務により作成された業務の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、協会に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者は又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- ・業務の成果品等に、受託者が従前から補修する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保され

るが、協会は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

- ・受託者は、協会に対し、著作権人格権を行使しないものとする。
- ・掲載写真を自社において撮影し活用することは可能であるが、撮影費用は受託者の責任において本業務予算に含めること。
- ・制作にあたり利用する画像等の著作権や人物等の肖像権の権利に関することは、受託者がその手続きを行うこととする。
- ・受託者は、制作物が第三者の著作権等の権利を侵害しないことを保証し、第三者から制作物に関して著作権等侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

8. その他

- (1) 受託者は協会と綿密に連絡を取ると共に、協会の指示に従わなければならない。
- (2) 受託者は本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容や協会から提供のあった情報については、その秘密を保持しなければならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。
- (3) 受託者は協会から提供のあった情報を指示した目的以外に使用し、または第三者へ提供してはならない。本事業が完了した後においても同様の取扱いとする。なお、協会が必要に応じて仙台市等団体と成果物を共有することについては妨げないものとする。
- (4) 受託者が実施運営した事業に関して、事故等が発生した場合においても、協会はその責任を一切負わないものとする。
- (5) 受託者は本業務が完了した後、速やかに完了届及び業務完了報告書を協会に提出し履行確認を受けなければならない。また、業務が完了していない状態であっても、協会が途中報告を求めた場合には速やかに応じること。
- (6) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は協会と協議を行うこと。